

足立区地震体験車運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震体験車の運行に必要な事項を定めることで、地震体験車訓練を通じて区民が実際に地震の揺れを体験し、防災行動力の向上及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(運行区域)

第2条 運行区域は、足立区内全域とする。ただし、危機管理部長が運行を決定したものについては、この限りでない。

(実施機関)

第3条 地震体験車の運行は、足立区職員又は区委託事業者により、次の手順で行う。

- (1) 地震体験車の維持管理
- (2) 地震体験車の運転
- (3) 地震体験車の操作
- (4) 地震体験車運行の記録
- (5) 訓練参加者への指導

2 地震体験車訓練に合わせて煙体験訓練を実施することができる。

(訓練対象)

第4条 地震体験車訓練の対象となる訓練は、次に掲げる訓練とする。ただし、就学前の児童のみを対象とする訓練にあっては、安全に地震体験車の進入及び操作ができ、訓練に危険が伴わない広場がある等の訓練場所が確保されている場合を除き、実施しないものとする。

- (1) 足立区主催の防災訓練
- (2) 避難所運営訓練
- (3) 町会、自治会、マンション管理組合等が行う防災訓練
- (4) 学校の防災訓練
- (5) 事業所の防災訓練
- (6) その他前各号以外で危機管理部長が適当と認めたもの

(地震体験車訓練の申込方法)

第5条 地震体験車訓練の予約受付は、訓練日6か月前の日（訓練日が8月31日である場合等、訓練日6か月前に対応する日が存在しない場合にあつては、訓練日が属する月の6か月前に該当する月の末日。以下「予約解禁日」という。）から15日前までに電話予約又は災害対策課窓口での直接予約で先着順に行うものとする。この場合において、予約解禁日が日曜日、土曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）に当たる場合は、直後の開庁日を予約解禁日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の避難所運営訓練については、訓練日12か月前の同日から予約解禁日の前日までの期間（以下「仮予約期間」という。）で、仮予約を行うことができる。

3 仮予約期間において、同日に実施する地震体験車訓練に係る仮予約の申し込みがあった場合、予約解禁日に避難所運営会議の代表者による抽選を行い、決定する。

4 予約受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

5 予約が確定した団体は、訓練日の15日前までに、別記様式を災害対策課に提出する。

(地震体験車の運行)

第6条 地震体験車の運行は、午前・午後各1回を限度とし、毎週月曜日及び水曜日について

は、点検日として運行しないものとする。ただし、第4条第2号の避難所運営訓練又は危機管理部長が特別に運行を決定したものについては、この限りでない。

(安全確保)

第7条 地震体験車訓練にあたっては、常に訓練参加者の安全確保に留意しなければならない。

2 地震体験車訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により、死亡し又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合（疾病を除く。）は、足立区災害対策条例施行規則（平成14年足立区規則第27号）第7条の規定を適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年2月24日 総務部長決定）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（24足総災発第606号 平成24年7月23日 危機管理室長決定）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則（29足危災発第1967号 平成30年2月23日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（31足危災発第317号 平成31年4月26日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（4足危災発第389号 令和4年5月13日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。